

大垣市第2次教育振興基本計画(素案)

令和2年 月

大垣市教育委員会

目 次

第 1 章 大垣市第 2 次教育振興基本計画の策定について

第 1 節	策定の趣旨	P. 1
第 2 節	計画の位置づけ	P. 2

第 2 章 基本理念と基本方針について

第 1 節	基本理念	P. 4
第 2 節	基本方針	P. 5

第 3 章 分野別振興計画について

第 1 節	施策の体系図	P. 6
第 2 節	学校教育	P. 8
第 3 節	社会教育	P. 15
第 4 節	文化振興	P. 20
第 5 節	図書館活用	P. 27
第 6 節	スポーツ推進	P. 35

第 4 章 計画の推進体制について

第 1 節	計画の推進	P. 41
-------	-------------	-------

第 5 章 資料集

第 1 節	計画策定の経過	P. 42
第 2 節	策定委員会設置要綱等・委員名簿	P. 44

第1章 大垣市第2次教育振興基本計画の策定について

第1節 策定の趣旨

平成18年12月に教育基本法が改正され、新しい時代の教育理念が明示されるとともに、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて、地方公共団体には、地域の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

本市では、平成22年3月に10年先を見通した教育理念を構築し、すべての市民がふれあい、そして学びあいながら、それぞれが創りあげてきた文化を深めあっている、新たな「文教のまち大垣」を目指して、「大垣市教育振興基本方針」を策定しました。

その中で、「ふるさと大垣科」によるふるさと教育や「小学校からの英語教育」の推進、社会教育推進のための人材養成、「大垣祭の軸行事」のユネスコ無形文化遺産をはじめとした文化財の保護・活用による郷土愛の醸成など、成果を上げてきました。

策定から10年が経ち、経済や生活、教育を取り巻く環境は大きく変化してきました。インターネットやスマートフォンなどの普及・発展により、人々の生活スタイルは大きく変わり、グローバル化も進みました。今後はAIやIoTをはじめとする技術革新の一層の進展により、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会が到来すると予測されています。

こうした中、本市においては、現在の「大垣市教育振興基本方針」を改訂し、これからの10年を見据えた「大垣市第2次教育振興基本計画」を策定します。

時代が変化しても、「夢や目標の実現にむけて、学び挑戦できる人」の育成など、普遍的な教育の姿を大切にしながら、「多様性の受容」など時代の変化に合わせた教育も推進していきます。

いつの時代も、地域社会が発展するキーワードは「人づくり」です。学校教育や社会教育等を充実し、次代を拓くことができる人づくりを目指していきます。

第2節 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

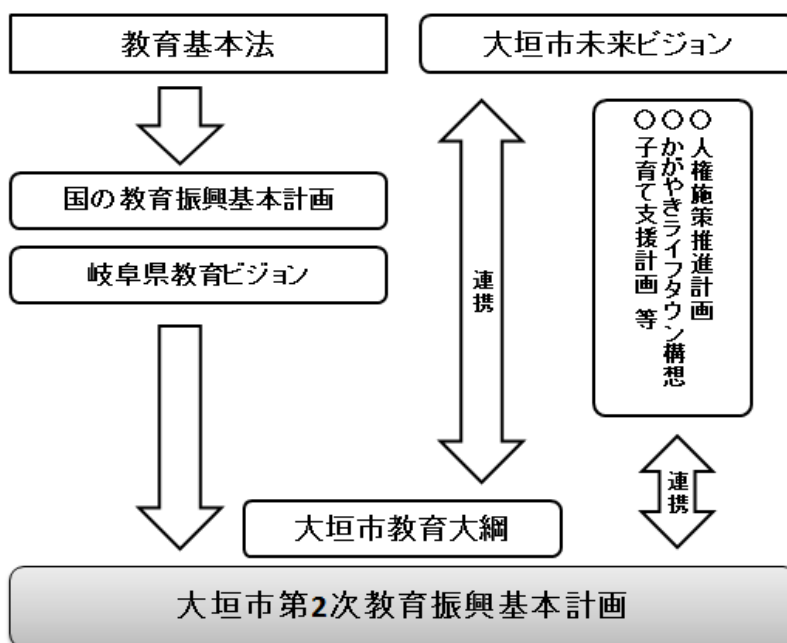
- 教育基本法第17条第2項の規定に基づく、「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」です。
- 「大垣市未来ビジョン」を上位計画とする教育分野の総合的な計画とし、より具体的な目標などを示します。
- 「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取り組み等を勘案して策定しています。



用語の説明

持続可能な開発目標：2030年（令和12年）を年限とする国際社会全体で取り組む目標であり、2015年（平成27年）の国連サミットで採択された。SDGsでは、誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」など、17のゴール（目標）が設置されています。

2 イメージ図



3 計画の期間

大垣市第2次教育振興基本計画の基本理念・基本方針の計画期間は、令和2年から10年間です。

分野別の基本目標・基本施策の計画期間は、令和2年から5年間です。

いずれにおいても、教育環境や社会情勢の変化等により、計画期間内に見直しが必要となった場合はこの限りではありません。

計画名	平成				令和						
	27	28	29	30	1	2	3			10	11
総合計画	大垣市第五次総合計画				大垣市未来ビジョン(30年)						
教育方針	大垣市教育振興基本方針(10年)				大垣市第2次教育振興基本計画 基本理念・基本方針(10年)						
教育振興計画	第2次振興計画(5年)				目標・施策(5年)			目標・施策(5年)			

第2章 基本理念と基本方針について

第1節 基本理念

総合教育会議において市長と教育委員が協議し、平成30年11月に「大垣市教育大綱」（以下「大綱」という）が策定されました。

基本理念・基本方針については、今回は、昨年度定めた「大綱」の基本理念・基本方針を準用することとします。

なお、将来、「計画」を見直しする場合には、必ずしも「大綱」の基本理念・基本方針を準用するものではありません。

みんなが学び交わり成長する 文教のまち大垣

～次代を拓く「人」づくり～

人口減少と少子高齢化の進展に伴い、将来の労働人口の減少が見込まれる中、地域社会がこれからも発展するためのキーワードは「人」づくりです。

みんなが学び、地域やコミュニティで交わり、互いに成長する文教のまち大垣は、次代を拓く人づくりをめざします。

<教育大綱とは>

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされています。

<教育振興基本計画とは>

「教育基本法」第17条第2項の規定により、地方公共団体は、前項の計画（国の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

第2節 基本方針

I 夢や目標の実現にむけて、学び挑戦できる人

夢や目標を実現するために学び挑戦し、着実に夢に近づくことができる力や創造力を育成することで、自ら未来を切り拓くことができる人づくりをめざします。

II 多様性を尊重し思いやりとたくましさのある、心豊かな人

多様性を尊重し、思いやることができる自律した心と、自らも大切な存在であるという認識をもち、グローバル社会をたくましく生きる、心豊かな人づくりをめざします。

III 歴史・文化に触れ、地域とのかかわりを大切にした、 郷土愛のある人

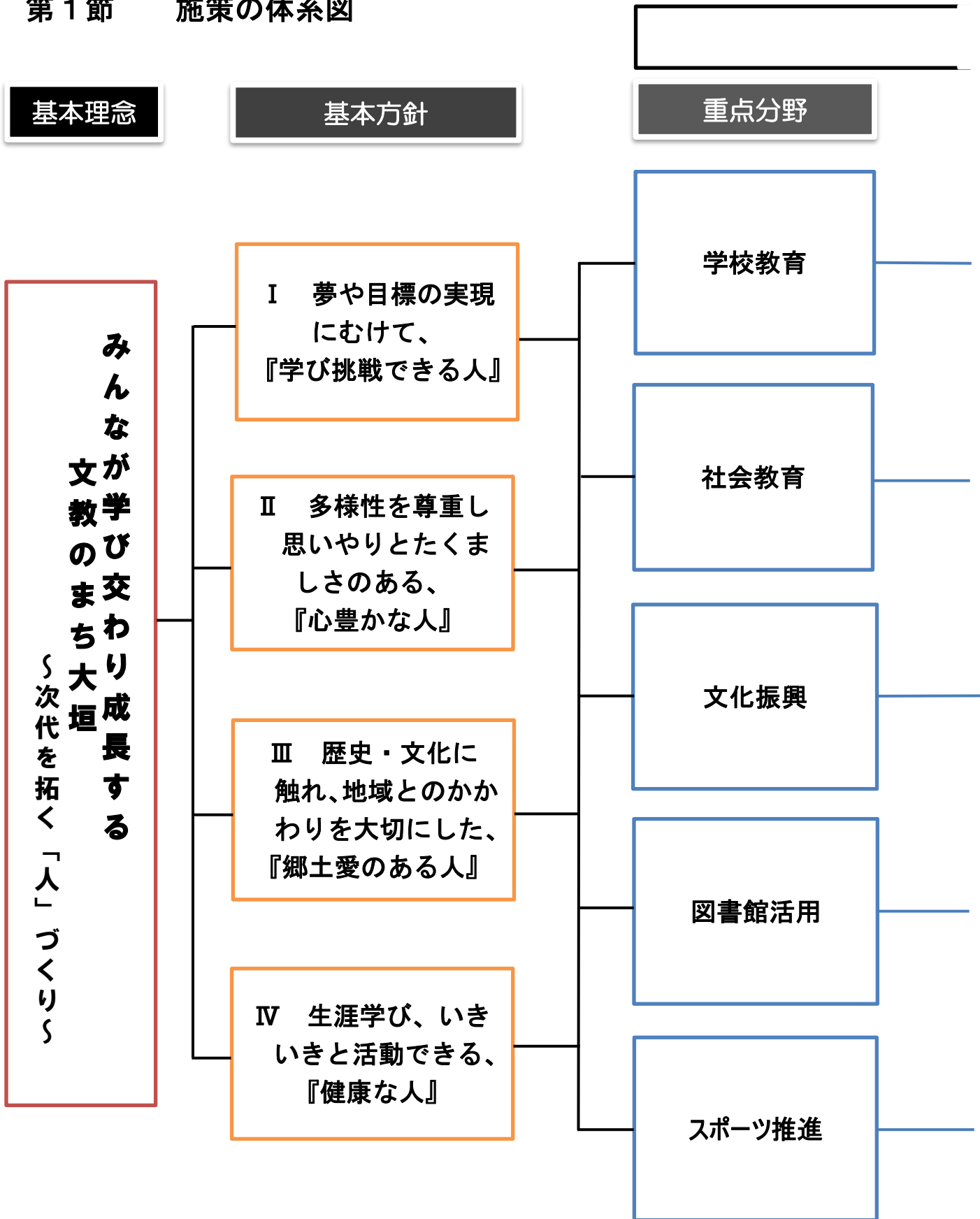
自分のまちの歴史・文化を理解することや、地域社会とのかかわりを深めることで、大垣の良さの再発見や更なる愛着と誇りをもち、「ふるさと大垣」への郷土愛のある人づくりをめざします。

IV 生涯学び、いきいきと活動できる、健康な人

「人生100年時代」を豊かに過ごすために、誰もが生きがいをもっていきいきと生涯学び活動できる、心身ともに健康な人づくりをめざします。

第3章 分野別振興計画について

第1節 施策の体系図



分野別振興計画

基本目標

- 1 主体的な学びを推進し、確かな学力を身に付けた子どもを育成します
- 2 多様な人々との協働を促し、思いやりの心もち、共に支え合う子どもを育成します
- 3 グローバル化に対応した教育を推進し、ふるさとに愛着と誇りをもつ子どもを育成します
- 4 豊かな学びを支える教育環境を整備し、いきいきと活動できる子どもを育成します

- 1 地域づくりを推進し、学び挑戦できる人づくりをめざします
- 2 よさを認め尊重し合う活動を推進し、思いやりのある心豊かな人づくりをめざします
- 3 地域との絆づくりを大切にする活動を充実し、郷土に誇りをもって生きる人づくりをめざします
- 4 興味・関心に応じて学び合える環境を整備し、いきいきと活動できる人づくりをめざします

- 1 文化芸術活動を充実し、豊かな創造力を育む人づくりをめざします
- 2 文化の相互交流を通して、多様な文化芸術を理解する人づくりをめざします
- 3 郷土の文化財や伝統文化の保護・継承を通して、ふるさとに愛着と誇りをもてる人づくりをめざします
- 4 文化芸術に取り組める環境を整え、いきいきと活動できる人づくりをめざします

- 1 読書活動を推進し、夢に向かって挑戦し努力する人づくりをめざします
- 2 図書館サービスを充実し、多様化する社会を心豊かに生きる人づくりをめざします
- 3 郷土資料の活用を推進し、郷土愛のある人づくりをめざします
- 4 魅力ある資料や情報を提供し、かがやき続ける人づくりをめざします

- 1 スポーツ活動を充実し、夢や目標に向かって挑戦する人づくりをめざします
- 2 スポーツを通じた交流の場を提供し、互いに認め合う、心豊かな人づくりをめざします
- 3 地域に根ざしたスポーツ活動を推進し、郷土愛のある人づくりをめざします
- 4 スポーツができる環境を整備し、生涯いきいきとスポーツする健康な人づくりをめざします

第2節 学校教育

これからの学校教育には、一人ひとりの子どもが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められています。

そこで、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む教育を実践するとともに、多様なニーズに応じた教育やグローバル化に対応した教育を推進し、豊かな学びを支える教育環境を整備することにより、充実した学校生活を送れるようにし、将来、社会の中で個人として、社会の一員としてたくましく生きる力を身に付ける学校教育をめざします。

1 基本目標と基本施策

基本目標 1	主体的な学びを推進し、確かな学力を身に付けた子どもを育成します
---------------	----------------------------------------

A I 技術が進化を続け、様々なところで自動化が進み、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきています。このような時代だからこそ、社会の変化を前向きに受け止め、人間ならではの物事に挑戦する力、コミュニケーション能力、創造力などを働かせて、社会や人生、生活を、より豊かなものにすることが大切です。

個性を生かし多様な人々との協働を促し、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養をめざす教育を推進し「生きる力」を育成します。

基本施策

取 組	内 容
(1) 各学校における学力向上	<p>確かな学力が身に付くよう、学力向上推進委員会(※)を中心に子どもの学力についての分析・検証や、改善の提言を行います。</p> <p>また、各学校において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、学力向上P D C Aサイクルを確立し、子どもの実態に応じた学力向上の取り組みを進めます。</p>

取 組	内 容
(2) 一人ひとりの学習状況に応じた学力向上の体制づくり	<p>効率的で分かりやすい授業の実現と、子どもの情報活用能力を身に付けることができるように、ICT機器を活用した積極的な授業改善を推進します。</p> <p>また、基礎的な学力の確実な定着と、学校での学びをさらに発展させることができるような多様な学習を進め、「学びの個別最適化」を図ります。そのために、一人ひとりの学習状況に応じたきめ細かな指導が行えるように、学習指導補助講師を配置します。</p>
(3) 保幼小連携・小中連携による学力向上の推進	<p>学校段階間での滑らかな接続ができるように、子ども同士の交流活動や保幼小、小中の教職員との交流などを積極的に行い、発達の段階に応じた効果的な指導を行います。</p> <p>また、小中一貫教育を見据え、小・中学校がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、発達の段階に応じた教育を進めます。</p>
(4) 教員の指導力・資質向上	<p>グローバル化、情報化の進展など、時代の変化やキャリアに応じて、教員に求められる資質・能力を、自ら高めていく力を育成できる研修の充実に努めます。</p>

用語の説明

学力向上推進委員会：学識経験者や学校関係者、教員等で構成されており、大垣市の子どもたちの学力の分析、指導の実態把握、授業改善等に関して提言をし、市としての方向性を打ち出していく組織。



中学校の授業の様子

基本目標 2	多様な人々との協働を促し、思いやりの心もち、共に支え合う子どもを育成します
---------------	----------------------------------------------

近年の学校を取り巻く社会の変化は著しく、人々の価値観が多様化し、人間関係の希薄化、モラルの低下、利己的な風潮の高まりなど、子どもたちにも影響を与えています。子どもの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠であり、多様な人々と互いの人格を尊重し、支え合いながら豊かな人間関係を広げ、人と人とのつながりを大切にしていくことが求められます。

自らを律するとともに、仲間と協調し、相手を思いやる心や互いに支え合う心を育成します。

基本施策

取 組	内 容
(1) 豊かな心の育成	<p>自他を大切にし、望ましい人間関係が築けるように、道徳教育、特に、発達の段階に応じた情報モラル教育の充実を図るとともに、人権・同和教育を確実に実施します。</p> <p>また、各学校において、児童会・生徒会が中心となり、「大垣市子どもの誓い」を大切にした取り組みを進めます。</p>
(2) いじめや問題行動、不登校への対応の充実	<p>いじめや不登校など生徒指導上の諸問題について、専門家や関係機関・団体、家庭、地域と連携し、未然防止と早期発見に努めます。</p> <p>特に、いじめ問題については、学校をあげて早期発見・早期対応に取り組めるよう「いじめ防止基本方針」に則り、問題への対応を充実します。</p>
(3) 「共生社会」の実現をめざす教育の推進	<p>年齢や障がいの有無、国籍などにかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合えるように、異年齢集団による活動や高齢者・障がいのある方との交流、国際交流活動を充実します。</p>

基本目標3

グローバル化に対応した教育を推進し、ふるさとに愛着と誇りをもつ子どもを育成します

今後、人口減少と少子高齢化社会の急速な進行、グローバル化の進展等大きく社会情勢が変化していくことが想定されます。また、人間関係の希薄化と自然体験や社会体験の減少は子どもたちの人間形成に深くかかわる課題として考えられています。

このような変化や課題に的確に対応するためにも、「ふるさと大垣科」を推進し、ふるさとに愛着と誇りをもち、世界で活躍したり、地域の活性化に貢献したりするなど、たくましく生きる子どもを育成します。

基本施策

取組	内容
(1) 「ふるさと大垣科」の推進	ふるさと大垣に誇りと愛着をもち、大垣のすばらしさを語れる子どもを育成できるように、地域と連携した「ふるさと大垣科」を推進します。
(2) 英語教育の推進	グローバル化が急速に進む中、自らの考えや意見を積極的に発信できるコミュニケーション能力を育成するために、小学校からの英語教育を推進します。
(3) 国際理解教育の推進	言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国際交流など子どもが他国の文化を理解する機会を創出し、共生していくために必要な力を育成します。



小学校の英語科

基本目標 4	豊かな学びを支える教育環境を整備し、いきいきと活動できる子どもを育成します
---------------	----------------------------------------------

学校では、社会状況の変化や子どもたちの様々な育ちを背景に、一人ひとりの個性や教育的ニーズが多様化しています。また、近年、学校や地域において子どもたちが犠牲となる事件や事故が大きな問題となり、非常変災等への対応が求められています。さらには、社会において学校の役割や期待が変化しており、教員の働き方についても課題となっています。

子どもたちが健やかに成長できる学校と地域の教育環境を整備し、いきいきと活動できる子どもを育成します。

基本施策

取 組	内 容
(1) 健やかな体の育成	子どもたちが健やかに成長するために、学校体育の取り組みや健康教育を充実します。
(2) 多様なニーズに応じた教育支援体制の充実	特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの障がいの種類や程度、ニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培えるように、早期からの継続的支援や支援員・介助員の適正な配置、特別支援教育の研修会を行います。 また、外国にルーツをもつ子ども(※)について、国内の学校生活に適應することができるよう、適應指導や日本語指導による学習保障に向けた支援を充実します。
(3) 危機管理体制の充実	学校における様々な危機（日常的な学校管理下における事故等、犯罪被害、交通事故、災害など）について、未然防止に努め、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適正かつ迅速に対応できるよう危機管理体制の充実を図り、安全で安心な教育環境を整えます。
(4) 学校環境の整備	子どもが安全で快適な学校生活を送るための施設整備を推進します。多様な学習につながるICT機器等やデジタル教科書等の教材の整備・充実に努めます。

用語の説明

外国にルーツをもつ子ども：国籍にかかわらず、父・母の両方、又はそのどちらかが外国出身である子ども。

取組	内容
(5) 学校・家庭・地域の協働による教育の推進	地域の中で子どもがいきいきと成長できるように、学校評議員や学校支援ボランティア等の地域にかかわりのある組織を再編し、地域とのかかわりや地域の人とのつながりを大切にした教育の推進を図ります。
(6) 教員の働きやすい環境づくり	複雑化・多様化する教育課題に対応しつつ教育の質を上げていくために、「働き方改革プラン」や「部活動ガイドライン」等に基づき、各学校における業務改善を推進し、ワークライフ・バランスを意識した働きやすい環境づくりを推進します。



タブレットを使用する子どもたち



中体連

2 指標と目標値

学校教育分野の施策の着実な推進を確認するため、指標と目標値を設定します。

No	基本目標	指標名	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
1	主体的な学びを推進し、確かな学力を身に付けた子どもを育成します	授業では友達と相談したり、話し合ったりする機会がある子どもの割合	82.9 %	89.0 %
		児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合	66.2%	74.0%
2	多様な人々との協働を促し、思いやりの心を持ち、共に支え合う子どもを育成します	自分から進んであいさつをしている子どもの割合	86.2 %	90.0 %
		いじめはどんな理由があってもいけないことだと思っている子どもの割合	96.7 %	100 %
3	グローバル化に対応した教育を推進し、ふるさとに愛着と誇りをもつ子どもを育成します	日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたいと思っている子どもの割合	30.0 %	48.0 %
		CEFR(※)のA1レベル相当以上の英語力を有する中学校3年生の割合	20.0 %	33.0 %
4	豊かな学びを支える教育環境を整備し、いきいきと活動できる子どもを育成します	運動やスポーツをすることが好きな子どもの割合	56.6 %	60.1 %
		1校あたりの地域人材を活用した人数	110 人	180 人

用語の説明

CEFR（セファール）：外国語のコミュニケーション能力を表す指標のことで、国際標準規格。CEFRのA1レベルは、英検3級相当。

第3節 社会教育

医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測されています。人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高めることが大切です。

また、少子化や核家族化等に伴い、地域とのつながりが希薄化しており、それらの解決につなげていく活動の必要性が一層高まっています。人々が生きがいをもって社会に参加できるしくみを整え、地域社会の持続的発展に向けた、地域課題解決のための学びを支援します。

1 基本目標と基本施策

基本目標 1	地域づくりを推進し、学び挑戦できる人づくりをめざします
---------------	------------------------------------

人口減少や文化伝承の担い手不足などの地域課題の解決や地域活性化のため、地域づくり推進施設を拠点にしたエリア型地域づくりを推進し、NPO、高等教育機関、企業等の多様な主体とのネットワークを活用した新しい地域づくりの活動を促進します。

また、NPO等と連携・協働し、地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりにおいて中核的な役割を担うことができる人材を養成するため、必要な研修等の充実を図ります。

基本施策

取 組	内 容
(1) 社会教育を推進する人材の養成	社会教育推進員(※)や青少年育成推進員(※)、青少年団体の指導者など、地域の社会教育を推進する人材の養成や資質向上に取り組みます。
(2) 地域づくりにむけた社会教育活動の推進	地域課題の解決や現代的課題に対応する学習に主体的に取り組むエリア型地域づくりを推進し、NPO、高等教育機関、企業と連携を図り、地域の社会教育活動を支援します。

用語の説明

社会教育推進員：安全安心に関する地域課題の解決のための地域の社会教育に対し、協力・指導・助言などを行う、地域（校区）で選任された人

青少年育成推進員：登下校時のあいさつ運動や岐阜県が家庭の大切さや家族の在り方を考える機会とする「家庭の日」の促進運動など、青少年の健全育成活動を行う、地域（校区）で選任された人

基本目標 2	よさを認め尊重し合う活動を推進し、思いやりのある心豊かな人づくりをめざします
---------------	-----------------------------------------------

近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てに対する不安や孤立を感じる家庭が増えています。家庭教育はすべての教育の原点であり、子どもたちが基本的な生活習慣、道徳観、社会のルール等を身につけるうえで、重要な役割を果たしています。だからこそ、子どもの発達段階に応じた家庭の教育力向上を図るため、「青少年育成推進員会」等の地域団体と連携して、社会全体で家庭を支援する環境づくりが求められています。このため、障がいのある子どもや不登校の子どもをもつ保護者などを対象にした学習機会を提供したり、地域の子育て経験者をはじめとした家庭教育を支援する地域人材を養成したりすることで、愛情豊かな家庭づくりを支援します。

基本施策

取 組	内 容
(1) 家庭教育の推進	<p>子育てやしつけにについて学んだり、悩みを話し合ったりする「家庭教育学級」(※)や「企業内家庭教育学級」(※)の充実を図ります。</p> <p>また、「家庭教育支援スタッフ」(※)を養成し、子どもの不登校など、悩みを抱えている家庭への支援活動を推進します。</p>
(2) 多様性を尊重した学習機会の充実	<p>人と人のつながりやグローバル社会に対応した学習機会、人権に関する講演会・講座等の充実を図ります。</p>
(3) 青少年の主体的な活動の推進	<p>地域や青少年育成団体の協力を得ながら、青少年が清掃活動などのボランティア体験、地域行事、青少年団体活動に主体的な参画ができるよう促進します。</p>

用語の説明

- 家庭教育学級 : 保護者等が、子どもの心身の発達上の特性・課題などの家庭教育を、学校や園等で学ぶ講座のこと
- 企業内家庭教育学級 : 就労等のために「家庭教育学級」に参加できない保護者等のために、企業内で開催する家庭教育学級のこと
- 家庭教育支援スタッフ : 子育てに悩む保護者に、子育ての先輩として家庭教育についてのアドバイスなどの支援を行う人

基本目標 3	地域との絆づくりを大切にする活動を充実し、郷土に誇りをもって生きる人づくりをめざします
---------------	----------------------------------------------------

現在、少子化、核家族化等の社会構造の変化により、子どもが学校や家族以外の大人や地域とつながる機会が減少しています。また、大人の社会においても、地域とのつながりが希薄化しています。

地域の歴史や文化に触れる地域行事への参加を促進することや、地域住民による学習支援や安全確保などの支援活動を行う「学校支援ボランティア事業」を推進することにより、地域社会との様々なかかわりを深めて、これからの時代に必要な生きる力や地域への愛着や誇りをもった人づくりをめざします。

基本施策

取 組	内 容
(1) 歴史・文化に触れる社会教育の推進	地域の歴史、自然、文化などの地域資産を継承したり発掘したりすることができるよう、地域づくり推進施設等を活用した行事、講座、学習会の実施を促進します。
(2) 地域と学校の協働活動の推進	地域全体で子どもの学びや成長を支えていけるよう、校区ごとの「学校支援ボランティア事業」を活性化するとともに、全市的な「大垣市教育支援人材バンク」(※)を整備し、活動を推進します。
(3) 地域における青少年健全育成の推進	通学路等の見守り活動など地域ぐるみによる子どもの安全確保や、「社会環境浄化活動」(※)を促進します。 また、地域における青少年健全育成研修会（ブロック研修会）を支援します。

用語の説明

大垣市教育支援人材バンク：特技や趣味を生かし、学校等で学習支援や環境整備などのボランティア活動をする、地域人材の登録制度のこと

社会環境浄化活動：青少年に悪影響を及ぼす違反広告の除去や、学校や地域で薬物に関する講座を開催するなどの活動

基本目標 4	興味・関心に応じて学び合える環境を整備し、いきいきと活動できる人づくりをめざします
---------------	--------------------------------------------------

今日の急激に変化する社会においては、すべての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、活躍することができるよう、自身の興味・関心に応じて、学び続けることのできる環境を充実させることが求められています。

「学びの場」である社会教育施設等を拠点とした学習機会の充実を図るとともに、関係機関と連携を図り、多様な知識・技術・経験をもった人材を地域活動に生かし、生涯にわたっていきいきと活動できる人づくりをめざします。

基本施策

取 組	内 容
(1) 生涯学習機会の充実	自分の興味・関心に応じて学習できる機会を提供するため、社会教育施設等を活用した学習講座などの学習環境を整備・充実します。
(2) 関係機関との連携	人々が生涯にわたって自分の興味・関心に応じた学習活動に取り組めるよう、市民活動推進課等と連携を図りながら、地域で行われる学習会や研修会等に出前講座の講師を派遣します。



留守家庭児童教室（地域ボランティアとの交流）

2 指標と目標値

社会教育分野の施策の着実な推進を確認するため、指標と目標値を設定します。

No	基本目標	指標名	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
1	地域づくりを推進し、 学び挑戦できる人づく りをめざします	社会教育主事養成人数	3 人	9 人
		地域社会教育推進事業におけ るNPO等との連携件数	6 件	12 件
2	よさを認め尊重し合う 活動を推進し、思いや りのある心豊かな人づ くりをめざします	家庭教育支援スタッフの委嘱 数	14 人	24 人
		「子ども会リーダースクー ル」及び「ジュニアリーダ ー育成研修」の参加人数	157 人	170 人
3	地域との絆づくりを 大切にする活動を充実 し、郷土に誇りをもっ て生きる人づくりを めざします	学校支援ボランティアの登録 者数＋「大垣市教育支援人材 バンク」の登録者数	982 人	1,270 人
		青少年健全育成研修会（ブロ ック研修会）の参加者数	2,311 人	2,540 人
4	興味・関心に応じて 学び合える環境を整備 し、いきいきと活動で きる人づくりをめざし ます	「スイトピア子どもクラブ」 の受講者数	265 人	300 人
		地域で行う学習会や研修会 への講師派遣回数	0 回	10 回

第4節 文化振興

人々の心のつながりや相互理解、多様性を理解する心豊かな社会を形成するため、文化芸術は重要な役割をもっています。

郷土の先賢・作家を学び、ふるさとに愛着をもつとともに、市民の誰もが質の高い文化芸術を享受できる、歴史と伝統がいきづき文化のかおり高いまちづくりをすすめ、一人ひとりが輝ける心豊かな人づくりをめざします。

また、文化芸術のもつ創造性を活かして都市の活性化に取り組む「文化芸術創造都市」をめざします。

1 基本目標と基本施策

基本目標 1	文化芸術活動を充実し、豊かな創造力を育む人づくりをめざします
---------------	---------------------------------------

豊かな感性・創造力・表現力を深めるためには、音楽や演劇・美術等の芸術、伝統芸能や生活文化、俳句文化等の歴史・風土に根差した、多彩な文化・芸術資源を活かすことが重要です。

このため、多様化する芸術の市民ニーズをとらえた文化振興施策の充実や、次代を担う子どもが、質の高い文化芸術に親しみ創造的活動に参画できるよう努めます。

また、新たな文化芸術活動へのチャレンジを支援するとともに、体験・修得できる機会の充実に努めます。

基本施策

取 組	内 容
(1) 文化芸術等に 触れる機会の充 実	<p>文化芸術を身近に感じられるよう、親子や子どもを対象とする鑑賞の機会をつくります。</p> <p>また、文化芸術団体、(公財)大垣市文化事業団と連携し、子どもが質の高い創造性あふれる文化芸術に触れ・親しむことができる、舞台公演等の開催や学校との連携による文化芸術活動の充実に図ります。</p>

取組	内容
(2) 文化芸術等を学ぶ機会の充実	<p>子どもの文化芸術への関心をさらに高めるため、ワークショップや講座等を開催します。</p> <p>また、次代を担う優れた人材を育成するため、音楽や美術、俳句等、多様な文化芸術の発表の機会を提供します。</p>



ジュニア油絵展



学校句会ライブ

基本目標2	文化の相互交流を通して、多様な文化芸術を理解する人づくりをめざします
--------------	-------------------------------------------

多様な文化芸術を尊重し豊かな心を育むためには、文化芸術や地域の伝統文化・生活文化を理解し、主体的に活動に取り組むことが重要です。

このため、様々な分野の文化芸術等について広く情報発信するとともに、誰もが文化芸術に触れたり体験できるよう、芸術の分野や年齢、性別、国籍等にかかわらず相互交流できる機会の充実に努めます。

また、これからのグローバル社会において、異なる文化や価値観を理解するため、文化芸術を通じて多様な文化の学習や交流を支援していきます。

基本施策

取 組	内 容
(1) 多様な文化芸術等の情報発信	美術や音楽、伝統文化や生活文化等、様々な分野の相互理解を深めるとともに、連携につなげるため、各分野・団体の取り組みを広く情報発信します。
(2) 文化芸術等の交流機会の充実	<p>創造的な活動や新たな活動に取り組めるよう、各分野の文化芸術や年齢・性別等が異なる文化芸術団体が、相互に交流できる機会の充実に努めます。</p> <p>また、日本の伝統的な生活文化である茶道、華道、書道等や伝統芸能である邦楽、日本舞踊等を普及・継承する講座を支援するとともに、美術と音楽等の異文化が融合した新たな文化創造の取り組みを広げるため、子どもを対象としたアウトリーチ(*)を開催します。</p> <p>さらに、国籍にかかわらず、文化芸術の相互理解を深めるため、アニメーションやデジタルアート等のメディア芸術を利用した文化の交流を支援します。</p>

用語の説明

アウトリーチ：公共機関、公共的文化施設などが行う、地域等への出張コンサート・イベントのこと。

基本目標3	郷土の文化財や伝統文化の保護・継承を通して、ふるさとに愛着と誇りをもてる人づくりをめざします
--------------	-------------------------------------------------------

ふるさと大垣への誇りと愛着を深めるためには、郷土に残る文化遺産や先人の業績に学びながら、地域の伝統文化を理解し、次代へと伝えていくことが重要です。

このため、郷土の文化財を保護するとともに環境整備による活用を促進することで、市民の文化財保護の取り組みや次代へ伝える活動を支援します。

また、大垣まつり等地域に残る伝統文化を守り、確実に未来へ伝えるとともに、時代に即した発展を図ることで、地域コミュニティの活性化に努めます。

基本施策

取 組	内 容
(1) 文化財の保護 ・活用	<p>文化財を保護するため、文化財の滅失・散逸を防ぎ、地域における計画的な保存に努めるとともに、必要な調査を実施し、その成果を広く市民に公開します。</p> <p>また、史跡や建造物等を適切に公開・活用するため、計画的な環境整備に取り組み、学校や地域等と連携した積極的な文化財の活用を図ります。</p> <p>さらに、市内各地には地域固有の歴史・文化に育まれた文化遺産があることから、各地の歴史文化施設と連携を図りながら、積極的な利活用に取り組みます。</p>
(2) 伝統文化の 保護・継承	<p>各地域の多様な伝統文化を保護・継承するため、必要な記録を残しながら、保存会や保護団体等の担い手の育成と支援を行います。</p> <p>また、ふるさとに愛着と誇りがもてるように、大垣祭り等の伝統的祭礼や地域の伝統行事に触れるとともに、ふるさと学習で学ぶ機会を提供します。</p> <p>さらに、子どもが郷土の伝統文化の担い手となるため、保存会や保護団体による学校へのアウトリーチや講座等の開催を支援します。</p>

取組	内容
(3) 先賢等の顕彰と後世への継承	<p>大垣を支え、発展に寄与してきた先賢の理解を深めるため、奥の細道むすびの地記念館での企画展や各種講座を充実することで、市民への普及に努めます。</p> <p>また、先賢からの学びを通じて、ふるさとに誇りと愛着がもてるよう、学校や地域でのふるさと学習や、各種団体における顕彰活動を支援していきます。</p> <p>さらに、郷土ゆかりの作家についても、計画的な作品の収集に努め、公開・活用を図っていきます。</p>



昼飯大塚古墳見学



大垣祭お囃子練習

基本目標 4	文化芸術に取り組める環境を整え、いきいきと活動できる人づくりをめざします
---------------	---------------------------------------------

一人ひとりが輝き、心豊かで健康的な生活を実現するためには、生涯学び、活動できる生きがいをもつことが重要です。

このため、（公財）大垣市文化事業団と市の連携による活動機会の創出や、文化芸術団体・企業等による文化芸術への積極的取り組みを促進することで、市民が生涯にわたり、楽しく活動できる環境づくりに努めます。

また、子どもから高齢者まであらゆる世代が、いきいきと活動できる拠点の環境を整えることで、市民の文化芸術の取り組みを支援します。

基本施策

取 組	内 容
(1) 文化芸術を生涯楽しめる機会の充実	<p>子どもから高齢者まであらゆる世代が、生涯にわたり文化芸術に触れ、活動できるよう、（公財）大垣市文化事業団を中心に、文化芸術団体・企業等と連携した文化芸術活動を充実し、生涯にわたり楽しく鑑賞・体験・表現（発表）できる機会の充実を図ります。</p> <p>また、世代を超えた活動の輪が広がるよう、親子や三世代、地域で取り組める機会の充実を図ります。</p>
(2) 文化芸術活動施設の利用環境の充実	<p>施設利用者のニーズが多様化するなか、文化芸術活動の拠点としての環境整備に努めます。</p> <p>また、市民のだれもが気軽に文化芸術施設を利用できるよう、施設・設備の整備・改修や運用の改善等を行います。</p> <p>さらに、市民の文化芸術活動をささえるため、施設の機能向上、安全確保に努めます。</p>

2 指標と目標値

文化分野の施策の着実な推進を確認するための指標として、目標を設定します。

No.	基本目標	指標名	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
1	文化芸術活動を充実し、豊かな創造力を育む人づくりをめざします	子どもを対象とした事業数	54 件	60 件
		高校生以下の俳句投句数	87,080 句	88,740 句
2	文化の相互交流を通して、多様な文化芸術を理解する人づくりをめざします	情報発信数	119 件	170 件
		伝統文化親子教室の実施団体数	20 団体	22 団体
3	郷土の文化財や伝統文化の保護・継承を通して、ふるさとに愛着と誇りをもてる人づくりをめざします	歴史文化施設利用者数	148,783 人	162,200 人
		歴史文化施設での企画事業数	23 件	29 件
4	文化芸術に取り組める環境を整え、いきいき活動できる人づくりをめざします	市民団体等との協働数	68 件	74 件
		文化芸術関係施設利用者数	902,223 人	908,300 人

第5節 図書館活用

近頃の読書活動を取り巻く状況として、情報通信技術（ICT）の進展に伴い、いわゆる活字離れが起きており、積極的に読書する人の減少が深刻化しています。その一方で、図書館は「知の拠点」として、今や人生100年ともいわれる長寿社会への変化に対応した学習機会の提供や、地域コミュニティの維持・活性化への貢献といった役割が求められています。

図書館では、こうした読書活動の状況を踏まえ、多様化するライフスタイルや高度化する市民ニーズに柔軟に対応しつつ、生涯にわたりいきいきとかがやく人たちを支援します。

1 基本目標と基本施策

基本目標 1	読書活動を推進し、夢に向かって挑戦し努力する人づくりをめざします
---------------	-----------------------------------------

近年、「活字離れ」が指摘されている中、読書活動は、言葉を学び、知性や感性を磨き、チャレンジ精神を高め、自己解決力を鍛える手段として非常に有用です。

あらゆる機会と場所において、すべての人々が自主的な読書活動に取り組める環境を整備するとともに、特に次世代を担う子どもたちが読書活動を通じて夢や希望を思い描き、成長していく力を育むことを支援します。

基本施策

取 組	内 容
(1) 図書館における読書活動の推進	<p>読書の魅力に触れたり、身近なものと感じられたりするような読書活動の機会を提供するため、読書講演会などを開催するほか、積極的な図書紹介や図書展示を行います。</p> <p>また、子どもたちが「読みたい」「見たい」「知りたい」と思ったとき、多くの本と出会えるように、図書館において定期的に読み聞かせ会や図書展示などを実施します。</p>

取 組	内 容
(2) 子どもの感性や人間性を育む読書活動の支援	<p>子どもたちが、本に親しみ、言葉を学び、表現する力や人生をより豊かに生きる力を養うため、児童書を充実させ、さらに自主的な読書につながるように、地域や学校・園に児童図書を整備・充実します。</p> <p>また、家庭において読書の楽しさを家族で共有し、読書活動に親しむために「ブックスタート事業」(※)を継続し、読書案内や図書展示を充実します。</p> <p>さらに、図書館職員が学校教諭・学校司書・保育士と連携・情報交換を行うほか、図書館見学や職場体験、留守家庭児童教室への図書の貸出しなどを継続します。</p>
(3) 地域における読書活動の推進	<p>お住まいの地域でも気軽に本が読めるように、地区センターなどの「地域文庫(28か所)」(※)を拡充するとともに、文庫内での図書展示や読み聞かせ会の開催を推進します。</p>

用語の説明

ブックスタート事業：保健センターで行われる4か月健康診査を受信する乳児と保護者を対象に、指導者による読み聞かせ指導を行うとともに絵本をプレゼントする事業。

地域文庫：図書館が所蔵する本を地区センターなどの公共施設に配置し、来館する市民が自由に読むことができる場所。



ブックスタート事業

基本目標 2

図書館サービスを充実し、多様化する社会を心豊かに生きる人づくりをめざします

近年の社会情勢に比例するように、図書館に寄せられる利用者の声も多様化しています。図書館は、市民に求められている多様性の受容、グローバル化する社会への対応に役立てるよう、「いつでも」「どこでも」「だれでも」図書館にアクセスできる環境を整備し、さまざまなサービスを提供します。

図書館サービスを通して、多文化を理解し、他者を思いやることができるような心豊かな人々が増えるきっかけを提供します。

基本施策

取組	内容
(1) 多様なサービスの推進	<p>図書館職員による資料相談を充実させ、ICTを活用した効率的な貸出しサービスを提供するとともに、図書の予約サービスや他の図書館からの相互貸借(※)などにより迅速かつ確実な資料提供を行います。</p> <p>また、日々の暮らしの中で生まれる様々な疑問や問題を解決するための豊富な資料を揃える情報拠点を目指すとともに、障がい者や多様な言語をもつ外国人などそれぞれの方に対応したきめ細かなサービスの提供に努めます。</p>
(2) 積極的な情報発信	<p>多くの人に図書館を活用していただくため、図書館発行の広報誌や新刊案内などを、市内公共施設に配布するとともに、市の各所属と連携し、各種講座やイベントなどのPR活動を積極的に双方で実施します。</p> <p>また、図書館ホームページなどの多様なメディアを活用し、図書館における様々な情報の提供と、図書の検索支援を行います。</p>
(3) デジタル資料・情報の充実	<p>デジタル資料と親和性が高いインターネットを活用して、新聞やレファレンス(※)のデータベース閲覧サービスや電子書籍(※)の充実に努めます。</p>

用語の説明

相互貸借 : 図書館同士が所有している本を貸し借りすること。

レファレンス : 図書館の資料やデータベースなどを使って、調べものや、資料・情報探しの補助をすること。

電子書籍 : インターネット上で流通する電磁的に記録された読み物のこと。

取組	内容
(4) サービス拠点の充実	<p>遠方のため図書館への来館が困難な市民であっても、読書に親しみ、楽しむ環境を享受できるように予約図書の配本所（19 か所）を拡充します。</p> <p>また、図書館利用者の利便性を高め、図書の貸出し回転率を上げるため、集客施設の近くなどにサービス拠点を設けます。</p>



図書館 貸出の様子



スマートフォン貸出

基本目標3	郷土資料の活用を推進し、郷土愛のある人づくりをめざします
--------------	-------------------------------------

「文教のまち大垣」には、先人たちが残した地域の歴史や文化が数多く残されています。市民が、郷土の歴史や文化を知り、ふるさとへの愛着を深め、未来へ継承できるよう資料の収集整理に努め、学習研究等への情報提供を積極的に行います。

基本施策

取 組	内 容
(1) 郷土資料の収集・整備	郷土に関する映像や電子データなどを含む、あらゆる形態の資料・情報を積極的に収集し、広く活用できるよう体系的に整理し目録化します。 また、資料のデジタル化を図り、保存・活用できるよう整備します。
(2) 郷土資料の公開・活用	多くの人が利活用できるように、デジタル化した古文書・古地図・古写真などの郷土の歴史資料を図書館ホームページ内のデジタルライブラリーなどで公開します。 また、図書館のみならず多くの場所において、資料を展示・公開することで、多くの人々が郷土の歴史や文化に触れる機会を増やしていきます。
(3) 郷土を学ぶ機会の提供	従来 of 歴史講座・古文書講座を継承するとともに、市内小中学校が実施する「ふるさと学習」、地区センターにおける出前講座などで、郷土の歴史資料を積極的に活用します。

基本目標 4	魅力ある資料や情報を提供し、かがやき続ける人づくりをめざします
---------------	----------------------------------------

図書館は、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層の方々が利用されており、その目的も「知識を得るため」「教養を深めるため」「調査研究のため」など広範にわたっています。

利用者一人ひとりのニーズにきめ細かに応えることができるように、また、生きがいを求め生涯学習する人を応援するため、今後もさまざまな分野の豊富な資料の所蔵を継続するとともに、新たな資料の収集や充実に努めます。

基本施策

取 組	内 容
(1) 魅力ある資料の収集・充実	<p>広く市民に読まれている文学作品をはじめ、生き方や、趣味、健康、食べ物など日々の暮らしに関する情報や、ビジネスに役立つ情報など、幅広い分野の資料収集と充実に努めます。</p> <p>また、国際理解や多文化共生、障がい者への理解を深める資料収集に努めるとともに、あらゆる人々が生涯学びたい意欲にこたえることのできるよう資料の充実に図ります。</p>
(2) レファレンスサービスの充実	<p>レファレンスサービスについて広く市民に紹介するとともに、多くの質問を積極的に受け付け、専門的かつ高度なレファレンスに努めます。</p> <p>また、レファレンス事例を記録・蓄積し、レファレンスデータベースとして公開することにより、市民の利便性を高めます。</p>

取組	内容
(3) 市民と共に 行う図書館運営	<p>子どもたちへの絵本の読み聞かせ、視覚障がい者への対面朗読、書架整理、図書修繕など、市民が積極的に図書館の運営に参加できるように活動の機会を提供します。</p> <p>また、図書館運営に関して、「図書館利用者アンケート」などを通して利用状況の把握に努めるほか、「大垣市図書館協議会」では、図書館運営に関して、各分野で活動する委員から意見を聴取し、図書館サービスへ反映します。</p>
(4) 施設・設備の 整備	<p>図書館のサービスや行事を効果的にPRするため、情報通信技術の導入などを検討するとともに、誰もが気軽に立ち寄ることのできる「憩いの空間」づくりに努めます。</p> <p>また、資料を介して利用者同士が交流し、情報を共有することで、知識が広がり、まちづくりにつながるなど、地域コミュニティ形成の場を目指します。</p>



レファレンス

2 指標と目標値

図書館活用分野の施策の着実な推進を確認するため、指標と目標値を設定します。

No.	基本目標	指標名	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
1	読書活動を推進し、夢に向かって挑戦し努力する人づくりをめざします	貸出し冊数	636,749 冊	709,500 冊
		児童書の貸出し冊数	246,125 冊	251,000 冊
2	図書館サービスを充実し、多様化する社会を心豊かに生きる人づくりをめざします	図書館ホームページアクセス件数	203,000 件	209,000 件
		外国人利用登録者数	1,037 人	1,200 人
		予約図書の配本冊数	20,518 冊	23,000 冊
3	郷土資料の活用を推進し、郷土愛のある人づくりをめざします	ふるさと歴史講座参加者数	1,065 人	1,110 人
		郷土資料デジタルライブラリー閲覧件数	1,300 件	1,840 件
4	魅力ある資料や情報を提供し、かがやき続ける人づくりをめざします	図書館利用目的達成度	90.7 %	94.0 %
		生活関連資料の貸出し冊数	173,209 冊	195,300 冊

第6節 スポーツ推進

スポーツは体力向上や健康づくりにつながるだけでなく、人や地域の交流を促進し、明るく豊かで活力に満ちた社会を築くために重要な役割を果たしています。

市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、好きになる「スポーツの都市（まち）“OGAKI”」の実現に向けて、スポーツを「する」「みる」「支える」ことで人生を豊かに過ごし、いきいきと活動できる「人づくり」をめざします。

1 基本目標と基本施策

基本目標 1	スポーツ活動を充実し、夢や目標に向かって挑戦する人づくりをめざします
---------------	-------------------------------------------

スポーツを通して、自分の夢や目標をもち、それに向かって努力し挑戦することは、健全な身体や精神を養う上で重要な役割を果たします。

特に、トップアスリートのパフォーマンスは、みる者に夢や感動を与える力があり、憧れをもった子どもは、将来自分もそんな選手になりたいと、新たな夢や目標をもつことができます。

少年期のスポーツ活動の充実や競技団体の活動支援、国際大会や全国大会で活躍できる選手の育成を支援することで、目標の実現に向けて挑戦できる人づくりをめざします。

基本施策

取 組	内 容
(1) 子どものスポーツ活動のきっかけづくり	<p>幼児を含む子どもを対象に、身体を動かす遊びの場として、（公財）大垣市体育連盟が実施する「キッズスポーツ教室」を支援することや、保護者を巻き込んだ活動を展開することで、スポーツが好きな子どもたちを育成し、生涯にわたってスポーツに親しむ素地づくりを進めます。</p>
(2) 少年期のスポーツ活動の充実	<p>スポーツをすることが好きな子どもの増加を図るため、少年期のスポーツ団体の活動を広く周知するなど、スポーツ少年団をはじめ、スポーツ団体への加入を促進します。</p> <p>また、広報誌等を通して子どもがスポーツに取り組むことの大切さについて地域や保護者の理解を深めるとともに、幼少期から少年期までのスポーツ活動の在り方について検討します。</p>

取組	内容
(3) 選手の育成・支援	(公財) 大垣市体育連盟や競技団体等と連携し、国民体育大会や全国・国際大会等において好成績を収める選手の育成と支援に努めます。
(4) 競技団体の活動支援	競技力の向上や競技種目の普及のため、選手の強化や各種競技大会への参加促進に努める競技団体の活動を支援します。



おおがきっずスポーツフェスタ



大垣市少年スポーツ賞授与式

基本目標 2	スポーツを通じた交流の場を提供し、互いに認め合う、心豊かな人づくりをめざします
---------------	------------------------------------------------

スポーツ活動には、コミュニケーション能力や相手を思いやる気持ちなど心の成長に大きく寄与する力や、国や民族を越えて人とのつながりを育む力があります。

そのためには、保護者や指導者なども多様性を理解し一人ひとりの人格を尊重しながらスポーツを支え指導していく必要があります。

さらに、スポーツには「する」だけでなく「みる」「支える」など、様々な形態でかかわることができます。現状よりさらに多くの人々が積極的にスポーツに参画し、様々な交流を通してスポーツの魅力を見直し環境を整え、心豊かな人づくりをめざします。

基本施策

取 組	内 容
(1) スポーツを支える担い手づくり	人間の尊厳や人との絆を、スポーツを通して正しく指導できる指導者の育成と確保を図るため、日本スポーツ協会公認指導者資格等の取得を推進するとともに、講習会や研修会を開催します。 また、学校と地域が協働・融合した、中学校部活動の在り方を検討します。
(2) スポーツ交流の実施	見聞を深めグローバルな視点を持ち、多様性を尊重し思いやりのある心豊かな人づくりを実現するために、フレンドリーシティとのスポーツ交流や、青少年・指導者受入・派遣事業などを継続します。 また、国内においても、他都市とのスポーツ交流の実施について検討します。
(3) 競技団体による競技大会開催等への支援	市民のスポーツ参加の誘発や普及・振興、スポーツの魅力の再発見を促すとともにスポーツへの関心を高めるため、競技団体による競技大会や、県民スポーツ大会への参加を支援します。

基本目標 3	地域に根ざしたスポーツ活動を推進し、郷土愛のある人づくりをめざします
---------------	-------------------------------------------

スポーツには、人と人とのつながりを築き深める力があります。地域スポーツへの参加を促進することでコミュニティの交流を深め、地域にかかわりをもてる人づくりをめざします。

また、大垣ゆかりの選手の活躍が、市民のスポーツへの関心を高め地域スポーツの活性化に大きな影響を与えるとともに、ふるさと大垣に誇りと愛着をもてる人づくりにつなげます。

基本施策

取 組	内 容
(1) 地域スポーツ活動への支援	子どもから高齢者まで生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境の整備を図り、体育振興会等が主催する地域の大会や、スポーツ推進委員会を中心とした軽スポーツ大会やヘルシーウォークの開催を支援します。
(2) 関係団体との連携充実	(公財)大垣市体育連盟をはじめ、体育振興会やスポーツ少年団、各競技団体等と更なる連携を図り、誰もがスポーツを気軽に楽しめる環境づくりを進めます。 また、各団体の成果や課題を共有し、大垣のスポーツ活動がより充実するよう、意見交流会や講演会等の開催を支援します。
(3) 広報活動の充実	大垣のスポーツ活動を応援する気持ちが高まるよう、地元企業や各学校の選手の活躍など、情報発信に努めます。



OGAKIスポーツフェスティバル

基本目標 4

スポーツができる環境を整備し、生涯いきいきとスポーツする健康な人づくりをめざします

スポーツは私たち人類が生み出した貴重な文化であり、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆を深める力があります。

暮らしの中で誰もが身近にスポーツに親しめる機会を提供し、市民の健康づくりや生きがいづくりにつなげます。

また、市民が気軽に、安全で安心して、スポーツを楽しむことができる快適なスポーツ施設の整備と利便性の向上に取り組みます。

基本施策

取 組	内 容
(1) スポーツの楽しさを知る機会の提供	体を動かすことの楽しさを知ってもらうとともに、スポーツ観戦や選手との触れ合いにより、スポーツの魅力を実感できるよう、スポーツ推進委員協議会による軽スポーツ体験イベントや、トップアスリートによる子どもへの支援を実施します。
(2) 誰もがスポーツに参加できる機会づくり	市民総合体育大会や市独自のスポーツイベントを充実させ、スポーツに参加する機会づくりを推進します。
(3) スポーツ習慣の継続と定着	(公財)大垣市体育連盟が実施するスポーツ教室を中心に、ニーズにあった各種スポーツ教室を充実させ、継続的なスポーツの実施により、市民の健康づくりを推進します。
(4) 高齢者や障がいのある人のスポーツ活動の普及	スポーツ推進委員協議会やレクリエーション協会と連携し、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが気軽に楽しみながら行うことのできるレクリエーションスポーツを普及します。
(5) 体育施設の整備・充実	市民が安全で安心してスポーツに取り組めるよう、体育施設の整備や競技備品の充実に努めます。 また、市民の高まる運動ニーズに応えられるよう、既存の施設の在り方を踏まえた総合的な視点から、新たなスポーツ施設の建設について検討します。

2 指標と目標値

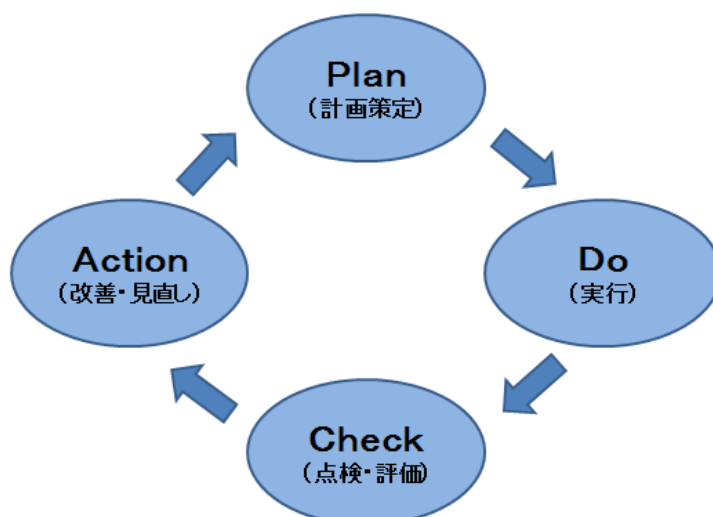
スポーツ推進分野の施策の着実な推進を確認するため、指標と目標値を設定します。

No	基本目標	指標名	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
1	スポーツ活動を充実し、夢や目標に向かって挑戦する人づくりをめざします	小中学生スポーツ活動実施率	62.1 %	65.0 %
		全国・国際大会等への出場者数	個人 267 人 団体48 団体 計 315	個人 270人 団体50 団体 計 320
2	スポーツを通じた交流の場を提供し、互いに認め合う、心豊かな人づくりをめざします	日本スポーツ協会公認指導者新資格の登録者数	- 人	200 人
		県民スポーツ大会での総合優勝の継続	1 位	1 位
3	地域に根ざしたスポーツ活動を推進し、郷土愛のある人づくりをめざします	コミュニティスポーツ参加者数	12,781 人	13,200 人
		意識的に運動（週 1 回以上）している人の割合	41.6 %	48.0 %
4	スポーツができる環境を整備し、生涯いきいきとスポーツする健康な人づくりをめざします	スポーツ教室への参加者数	5,186 人	5,300 人
		体育施設の利用者数（学校体育施設を含む）	1,399,410 人	1,435,500 人

第4章 計画の推進体制について

第1節 計画の推進

本計画の目標の達成や施策を着実に推進するため、PDCAサイクルによる進行管理を行います。



Plan (計画策定)

「大垣市第2次教育振興基本計画」の目標達成にむけ、昨年の検討課題を踏まえ、具体的な事業計画を策定します。

Do (実行)

計画に基づき、学校や家庭、地域等と連携を図りながら、計画を実行します。

Check (点検・評価)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき実施している「大垣市教育振興基本計画評価委員会」により点検及び評価を行い、その結果について議会に報告するとともに、市民や保護者等に公表します。

Action (改善・見直し)

「大垣市教育振興基本計画評価委員会」での学識経験者等からの意見を参考に、効果の低い事業の見直しや必要性の高い事業の重点化、新規事業などを検討します。

第5章 資料集

第1節 計画策定の経緯

1 分野別、策定委員会等

分野別等	策定委員会等	「2経緯」での表記方法
計画全体	大垣市教育振興基本計画策定委員会	教育振興基本計画策定委員会
学校教育	大垣市教育振興基本計画 (学校教育分野)策定委員会	学校教育分野策定委員会
社会教育	大垣市社会教育委員の会・ 大垣市教育振興基本計画(青少年分野) 策定委員会	社会教育委員の会・ 青少年分野策定委員会
文化振興	大垣市教育振興基本計画 (文化振興分野)策定委員会	文化振興分野策定委員会
図書館活用	大垣市図書館協議会	図書館協議会
スポーツ推進	大垣市スポーツ推進審議会	スポーツ推進審議会

2 経緯

年月日	項目	内容
平成31年 2月15日～ 3月11日	市民公募の募集	<ul style="list-style-type: none"> 教育振興基本計画策定委員会委員の募集 学校教育分野策定委員会委員の募集 青少年分野策定委員会委員の募集 文化振興分野策定委員会委員の募集
4月24日	定例教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱 学校教育分野策定委員会委員の委嘱 青少年分野策定委員会委員の委嘱 文化振興分野策定委員会委員の委嘱
令和元年 5月28日	社会教育委員の会・ 青少年分野策定委員会 (1回目)	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定の趣旨の説明 社会教育分野の基本目標・施策(案)の審議
6月20日	文化振興分野策定 委員会(1回目)	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定の趣旨の説明 基本目標・基本施策(案)の審議
6月21日	図書館協議会(1回目)	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定の趣旨の説明 図書館活用分野の基本目標・施策(案)の審議
6月26日	定例教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定の趣旨の説明 基本目標・基本施策(案)の審議

年月日	項目	内容
7月1日	スポーツ推進審議会 (1回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進審議会委員の委嘱 ・計画策定の趣旨の説明 ・スポーツ推進分野の基本目標・施策(案)の審議
7月16日	社会教育委員の会・ 青少年分野策定委員 会(2回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育分野の基本目標・施策(案)の審議
7月19日	教育振興基本計画 策定委員会(1回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の趣旨の説明 ・第2次教育振興基本計画(案)の審議
8月2日	図書館協議会(2回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館活用分野の指標・目標値(案)の審議 ・重要分野名を「図書館活用」と変更する提案
8月22日	スポーツ推進審議会 (2回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進分野の基本目標・施策(案)の審議
8月28日	学校教育分野策定 委員会(1回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の趣旨の説明 ・学校教育分野の基本目標・施策(案)の審議
8月30日	文化振興分野策定 委員会(2回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標・基本施策の修正案及び指標と目標 値(案)の審議
9月17日	文化振興分野策定 委員会(3回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標・施策、指標と目標値の修正案の審 議
9月24日	社会教育委員の会・ 青少年分野策定委員 会(3回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育分野の基本目標・施策、指標と目標 値(案)の審議
10月4日	学校教育分野策定 委員会(2回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育分野の基本目標・施策(案)の審議 ・学校教育分野の指標と目標(案)の審議
10月24日	スポーツ推進審議会 (3回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進分野の基本目標・施策、指標と 目標値(案)の審議
10月31日	教育振興基本計画 策定委員会(2回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次教育振興基本計画(案)の審議
11月27日	定例教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次教育振興基本計画(案)の中間報告
12月 日	市議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次教育振興基本計画(案)の中間報告
12月 日～ 令和2年 1月 日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次教育振興基本計画(案)の意見募集
2月 日	定例教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次教育振興基本計画(案)の報告
3月 日	市議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次教育振興基本計画(案)の報告
3月 日		<ul style="list-style-type: none"> ・第2次教育振興基本計画の決定

第2節 策定委員会設置要綱等・委員名簿

1 計画全体

(1) 大垣市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画である大垣市教育振興基本計画の策定について協議するため、大垣市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大垣市教育振興基本計画の案の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は、8人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育活動に関係する者
- (3) 市民公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員により補欠委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、教育長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、関係者を出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

(2) 大垣市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

- 委員長 三宅 治
副委員長 長谷川 哲也

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	井 上 瞳	愛知学院大学文学部歴史学科准教授
	田 村 弘 司	前中部学院大学 事務局長・特任教授
	長谷川 哲 也	岐阜大学教育学部准教授
教育活動に関係する者	川 合 麻 美	大垣市スポーツ推進審議会委員
	三 宅 治	大垣市社会教育委員の会議長
	三 代 広 子	大垣市子ども会育成連絡協議会会長
市民公募による者	川 合 美穂子	

(敬称略、五十音順)

2 学校教育分野

(1) 大垣市教育振興基本計画（学校教育分野）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画である大垣市教育振興基本計画（学校教育分野）の策定について協議するため、大垣市教育振興基本計画（学校教育分野）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大垣市教育振興基本計画（学校教育分野）の案の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会の委員は、8人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育活動に関係する者
- (3) 市民公募による者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員により補欠委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、教育長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、関係者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において行う。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

(2) 大垣市教育振興基本計画（学校教育分野）策定委員会委員名簿

- 委員長 長谷川 哲也
副委員長 松村 齋

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	長谷川 哲也	岐阜大学教育学部准教授
	松村 齋	大垣女子短期大学幼児教育科教授
教育活動に関係する者	小竹 康一	特別支援学級設置校校長会長（宇留生小学校）
	田中 禎一	市PTA連合会会長（南中学校）
	田野 武彦	小学校長会会長（江東小学校）
	中川 美香	幼保・保育・幼稚園長会長（荒崎幼保園）
	山本 学	中学校長会会長（東中学校）
市民公募による者	高橋 淳子	市民公募

(敬称略、五十音順)

3 社会教育分野

(1) 大垣市社会教育委員条例

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第15条第1項の規定により大垣市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者
- (4) 市民公募による者

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 委員が欠けたときは、その日から1箇月以内に補充しなければならない。

第6条 議長は委員の互選によって定める。

第7条 法第17条第1項第2号に規定する定時の会議は隔月1回とする。

第8条 定時及び臨時の会議は、教育長が招集する。ただし、委員定数の3分の1以上の者から会議招集の請求があるときは、教育長はこれを招集しなければならない。

第9条 会議は委員の半数以上出席しなければこれを開くことができない。

第10条 委員の費用弁償の額は、教育委員に支給する旅費の額と同額とする。

2 前項の費用弁償の支給方法については、事務局職員の旅費支給の例による。

第11条 この条例に定めるもののほか委員に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 社会教育法(抜粋)

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - (3) 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(3) 大垣市教育振興基本計画（青少年分野）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第4条の規定による子ども・若者の状況に応じた施策及び教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画である大垣市教育振興基本計画（青少年分野）の策定について協議するため、大垣市教育振興基本計画（青少年分野）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大垣市教育振興基本計画（青少年分野）の案の策定に関すること
- (2) その他委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会の委員は、5人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育活動に関係する者
- (3) 市民公募による者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員により補欠委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表して会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の委員会は、教育長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者を出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育スポーツ課において行う。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

(4) 大垣市社会教育委員の会・大垣市教育振興基本計画（青少年分野）策定委員会
合同会議

- 議長 三宅 治（社会教育分野）
副議長 横田 洸志（青少年分野）

① 大垣市社会教育委員の会委員名簿

区分	氏名	備考
学校教育及び社会 教育の関係者	稲 川 明 子	大垣市文化連盟理事
	神 谷 利 行	大垣市連合自治会連絡協議会会長
	小 藪 卓 郎	大垣市小中学校長会代表 (大垣市立綾里小学校長)
	平 野 宏 司	学校法人平野学園理事長
	安 田 義 明	大垣市青少年育成推進員会理事
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	竹 中 昌 子	大垣市女性連合会会長
	松 山 昌 代	大垣市PTA連合会代表 (市中学校母親代表)
学識経験者	益 川 浩 一	岐阜大学教授
	三 宅 治	元大垣市立上石津中学校長
市民公募による者	岩 下 里 美	

(敬称略、五十音順)

② 大垣市教育振興基本計画（青少年分野）策定委員会委員名簿

区分	氏名	備考
教育活動に関係する者	水 野 幸 治	大垣市P T A連合会副会長
	三 代 広 子	大垣市子ども会育成連絡協議会会長
	横 田 洸 志	大垣市青少年育成推進員会長
市民公募による者	濱 田 早 苗	

(敬称略、五十音順)

4 文化振興分野

(1) 大垣市教育振興基本計画（文化振興分野）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画である大垣市教育振興基本計画（文化振興分野）の策定について協議するため、大垣市教育振興基本計画（文化振興分野）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大垣市教育振興基本計画（文化振興分野）の案の策定に関すること
- (2) その他委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会の委員は、7人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化芸術に関係する者
- (3) 市民公募による者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員により補欠委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表して会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の委員会は、教育長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者を出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化振興課において行う。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

(2) 大垣市教育振興基本計画（文化振興分野）策定委員会委員名簿

- 委員長 名和 永山
副委員長 井上 瞳

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	井 上 瞳	愛知学院大学文学部歴史学科准教授
文化芸術に関係する者	大 熊 潔	大垣市文化連盟理事
	名 和 永 山	奥の細道むすびの地俳句協会会長
	平 塚 剛	大垣市立江並中学校長
	廣 瀬 龍 祥	大垣市文化財保護協会事務局次長
市民公募による者	大 橋 まり子	市民公募委員

(敬称略、五十音順)

5 図書館活用分野

(1) 大垣市図書館条例（抜粋）

（図書館協議会）

- 第4条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に大垣市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
 - (1) 学校教育及び社会教育の関係者
 - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 市民公募による者
 - 3 協議会は、委員10人以内で組織する。
 - 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(2) 大垣市図書館規則（抜粋）

第4章 図書館協議会

（協議会の組織）

- 第28条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の運営）

- 第29条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、協議会の全委員の改選があった場合の最初の会議は、館長が招集するものとする。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 会議の議長は、会長をもって充てる。
 - 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

（協議会の庶務）

- 第30条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(3) 大垣市図書館協議会委員名簿

- 会 長 田村 弘司
副 会 長 石橋 豊之

区分	氏名	備考
学校教育及び社会 教育の関係者	白 井 博 彦	大垣市社会教育推進員の会議長
	西 田 拓 郎	大垣市小中校長会 大垣市立墨俣小学校長
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	近 藤 則 朗	大垣市障害者団体連絡協議会副会長
	藤 井 洋 子	お話の会『大きな樹』代表
学識経験者	石 橋 豊 之	岐阜女子大学文化創造学部文化創造 学科助教
	田 村 弘 司	前中部学院大学 事務局長・特任教授
市民公募による者	高 橋 麻 衣 子	

(敬称略、五十音順)

6 スポーツ推進分野

(1) 大垣市スポーツ推進審議会設置条例

(設置)

第1条 スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、大垣市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会の委員は、12人以内とし、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を1人ずつ置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(2) 大垣市スポーツ推進審議会委員名簿

- 会 長 堤 俊彦
副 会 長 高橋 正紀

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	高 橋 正 紀	(学) 大垣総合学園岐阜協立大学教授
	平 松 哲	(一社) 大垣市医師会理事
スポーツ活動に関係する者	石 田 光 昭	大垣市職域体育振興会代表
	宇 津 慎 一	大垣市小学校体育振興会会長
	川 合 麻 美	(公財) 大垣市体育連盟 生涯スポーツ振興委員会委員長
	清 水 龍 太 郎	大垣市連合体育振興会副会長
	堤 俊 彦	(公財) 大垣市体育連盟会長
	松 波 尚 登	(公財) 大垣市体育連盟 少年スポーツ委員会委員長
	矢 橋 陽 子	大垣市スポーツ少年団理事長
	山 田 幸 隆	大垣市スポーツ推進委員協議会会長
市民公募による者	大 石 玉 穂	
	菅 紀 子	

(敬称略、五十音順)

みんなで築こう人権の世紀
～考えよう相手の気持ち
未来へつなげよう違いを認め合う心～

大垣市第2次教育振興基本計画

令和2年 月

発行 大垣市教育委員会

編集 教育委員会事務局 庶務課

大垣市丸の内2丁目29番地

電話 (0584)47-8022
